

市政に対する

一般質問

都市防災総合推進事業を活用し防災まちづくり支援を

武藤 俊宏

問 過去の震災の教訓から都市防災が果たす役割は大きい。震災は、いつ起きるとも限らず、防災まちづくり計画で課題に挙げられている、諸問題の解決には、早期に行動計画を策定し、実行することが重要である。その支援策として、国は、都市防災総合推進事業(住民等のまちづくり活

動支援)を打ち出しているが、活用に向けた取り組み状況はどうか。さらに、延焼遮断地や避難地、避難路といった施設の整備は、地域の資源と課題を組み合わせて、総合的に判断することが必要である。綾北地域の大地地区は、平成25年度から支援を行っているとのことだが、進捗状況は。 答 防災まちづくりは、市民と行政が都市防災の資源と

課題を共有するとともに、それぞれの役割を認識し、協働で進めることが重要である。都市防災現況調査では、延焼拡大や建物倒壊の課題解決が必要な地域として、綾北、寺尾、綾南、綾西の4地域が抽出された。本年度も順次防災まちづくり活動支援を行っていくが、すでに取り組みを行っている大地地区では、現在、ワークショップ等の結果を取りまとめている。今後は、内容を精査し、補助事業が活用できるようにしていきたい。(ほかに「綾瀬市の後援名義承認について」「市内史跡・文化財の活用について」を質問)

市の財産となった綾西緑地遊歩道の改修を進めないか

改革フォーラム 安藤多恵子

問 綾西緑地の桜並木は、「かながわのまちなみ100選」に選ばれている桜の名勝で、大切な市の財産である。公園愛護会の方々により、丹精に花も育てられ、一年を通して散歩する人が絶えないが、近年、遊歩道に木の根が隆起し、通行に危険を感じている。道路を挟んだ海老名市では、

ベンチの設置やバリアフリー化など遊歩道の改修が進んでいるが、本市の整備方針は。また、最近、老朽化した枝が落下し、近くにいた方がけがを負った事故が報じられた。公園や並木の樹木の点検が必要であると思うがどうか。 答 綾西緑地が市に帰属されてから44年が経過し、現在は、見事な桜並木として地域の方々に親しまれている。遊

歩道の危険箇所は、安全対策上、その都度補修していききたい。改修に当たっては、張り出した根を切断することにより、木に及ぼす影響も調査する必要があることから、公園愛護会や地域の方々のご意見を聞きながら、今後の改修方針を検討していきたい。また、枝の落下事故を受け、全ての公園のパトロールを実施し、状況を把握した。桜並木の腐朽した枝は、早急に撤去する。(ほかに「高齢になっても住み慣れた地域で心ゆたかに暮らすには」「自転車道のまちあやせ」をめざす考えはないか」を質問)

一般質問は、提出された議案にかかわらず、市政全般に対して、議員が執行者の考え方をただすことができるものです。6月定例会では、6月16日・17日の本会議で14人の議員から質問が行われ、論議が繰り広げられました。以下は質問・答弁の概要です(掲載は質問順、5ページまで続きます)。



8月2日、3日、子どもたち自ら企画・運営する「こどものまちミニあやせ」が開催されました。2回目となる今回も多くの参加がありました<文化会館にて>

確かな学力の向上や生きる力を育むための教育施策は

新国会 増田淳一郎

問 平成21年と25年に全国学力・学習状況調査が実施されたが、調査結果から得られた本市における小・中学生の課題は何か。成績の良い児童・生徒は、家庭学習の時間が長いとの調査結果が示しているように、学力向上は家庭教育が必要不可欠だと思うが、学校と保護者が連携した家庭学

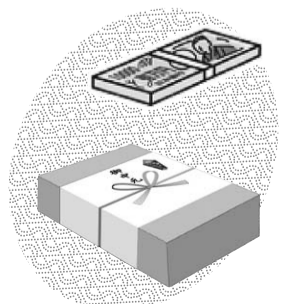
習の取り組みは。また、児童・生徒の健全育成には道徳教育が重要であると思うが、どのような内容で授業を行っているのか。26年度から土曜日に正規授業を実施することが可能になったと聞くが、非常勤講師などを任用し、基礎のやり直しや振り返りを行う授業を実施する考えはないか。 答 小・中学生ともに教科

均を一割程度下回っており、基礎的な知識や活用能力などに課題があると考えている。確かな学力向上対策として、授業改善を積極的に行うとともに、あやせ学びづくり運動やあやせゼロの日運動を通して、保護者と連携し、家庭学習の習慣化や基本的な生活習慣の定着を継続的に行っている。また、道徳教育は、文部科学省作成の教材や自作資料を使用し、命の大切さや郷土を愛する心を育む指導に努めている。土曜日の正規授業は、教員の勤務体制などの課題も多く、慎重に検討していく必要があると考えている。

公職選挙法による 禁止行為

- ◆議員の寄付禁止
- ◆議員への寄付勧誘・要求の禁止

議員が市民に対し、お金や物を贈ることは、公職選挙法で禁止されています。また、市民が議員に対し寄付を求めることも禁止されています。



◆時候のあいさつ状などの禁止

議員は市民に対し、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞状、年賀状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれます)を出すことは禁止されています。

これらに違反すると罰せられます。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

